

委託設計書

設計	校算	校算	課長
			課長補佐
			課長

令和7年度	会計名 一般会計	款 土木費	項 公園墓園費	目 公園墓園維持費	所属 佐伯区維持管理課	設計 令和	提出 令和 7.3	請負 一般競争入札
第 号								
業務金額								
金	業務名 佐伯区内公園樹その他保守管理業務 (7-3)							
	円							
	履行場所 佐伯区五月が丘一丁目ほか							
	委託期間 契約締結日から令和7年12月26日まで							

施行理由： 本業務は、公園樹その他の樹木の適正な育成を図るための保守管理を行うものである。

設計概要

記

樹木せん定：一式
除草：一式

(乙)

工種	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
直接業務費計		式	1.00	—		
共通仮設費		式	1.00	—		
純業務費計						
現場管理費		式	1.00	—		
業務原価計						
一般管理費		式	1.00	—		
一般管理費 (契約保証費)		式	1.00	—		
業務価格計						
消費税相当額		式	1.00	—		
請負業務費						

第 3 号

処分費

明 細 表

内 訳									
工 種	種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
処分費	広島市焼却工場	除草 中低木せん定	式	1					
合 計									

佐伯区内公園樹その他保守管理業務(7-3)

公園名	樹木				せん定				除根				草刈工		備考	
	マツ C=120 ~180cm (本)	マツ C=60 ~120cm (本)	マツ C= ~60cm (本)	加はかり物 H=250 ~500cm (本)	フジ	アケボ ノキ	アケボ ノキ	生垣 H=150 ~300cm (m)	生垣 H=150 ~150cm (m)	低木密植 1回目 (㎡)	低木密植 2回目 (㎡)	抜根	石垣	平地		法面
1 五月が丘第一公園			3			14				13			170	480		
2 五月が丘第二公園					12					72				176		
3 五月が丘第三公園										64			428	1,326		
4 五月が丘第四公園					9			19		17			150	10		
5 五月が丘第五公園					27			130		118			2,217	2,020		
6 五月が丘第七公園			8							81						
7 五月が丘第八公園				30						25						
8 藤の木北第一公園				6						42			28			
9 藤の木北第二公園								17		81			300			
10 藤の木北第三公園				14						22			29			
11 藤の木北第四公園				8						45			28			
12 藤の木南第一公園			45	141						32			840			
13 藤の木南第二公園			6	3				5		37			54			
14 藤の木南第三公園				10						9			200			
15 藤の木南第四公園			4	7						33			180			
16 藤の木南第五公園				35						677			3,040	152		
17 野登呂公園										21			150			
18 河内公園										5			30			
19 河内第一公園													1,308			
20 河内第二公園										10			351			
21 河内第三公園										12			52			
22 影が丘中央公園								60		1,150			3,500			
23 影が丘第一公園										83			300			
24 影が丘第二公園							16			30			440			
25 影が丘第三公園							22			48			330			
小計	0	0	0	66	266	50	0	187	82	2,727	0	2,727	0	14,125	4,164	0

佐伯区内公園樹その他保守管理業務(7-3)

公園名	樹木せん定										除根			草刈工		備考			
	マツ C=120 ~180cm (本)	マツ C=60 ~120cm (本)	マツ C=60 ~120cm (本)	加伏 H=250 ~500cm (本)	加伏 H=250 ~500cm (本)	加伏 H=250 ~500cm (本)	フジ	ビヤ ツギ	松ノ木 (本)	生垣 H=150 ~300cm (m)	生垣 H=150 ~300cm (m)	低木奇種 1回目 (m)	低木奇種 2回目 (m)	抜根 (m)	石垣 (m)		平地 (m)	法面 (m)	芝草刈 (m)
26 影が丘第四公園											65			65		550			
27 影が丘河岸緑地											1,035			1,035		3,000			
28 魚切緑地：左岸袖部				2			39		6		345			345		1,230			
29 魚切緑地：右岸袖部				13			78				100			100		1,600			
30 魚切緑地：展望台											30			30		30		50	
31 魚切緑地：子供広場											120			120		635		460	
32 魚切緑地：集合広場											400			400		4,380		2,300	
33 魚切緑地：左岸歩行路											40			40					
34 魚切第一公園																240			
35 石内南第一公園											297			297		2,000			
36 石内南第二公園											98			98		1,200			
37 石内南第三公園											142			142		1,950		1,200	
38 石内南第四公園											181			181		1,460		250	
39 石内南第五公園											80			80		410			
40 石内第一公園																700			
41 石内第二公園											9			9		700			
42 ころろ第八公園											180			180		1,355			
43 ころろ第十公園									134		1,181			1,181		5,847		202	
44 ころろレイクサイドパーク					6						3,135			2,637		18,364		1,285	
45 石内流通第二公園											67			67		920		56	
46 ころろ第九公園																439			
47 ころろ第十三公園									275		300			440		2,719		700	
小計	0	0	0	15	6	117	0	0	415	24	7,805	0	7,447	0	49,729	6,503	0	0	

左記以外に公園法面の一部除草(800m)を
年1回見込む。(時期は8月中旬)

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、佐伯区内公園樹その他保守管理業務（7-3）（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙「位置図」のとおりとする。
- 3 作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
 - (1) 処分
せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。
なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
 - ア 高木せん定枝葉
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。
 - イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
 - (2) 除草
樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 7 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。

9 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。

10 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。

11 報告事項

- (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
- (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。

- ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
- ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量

12 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

